

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）（附則第十二条関係）

改正案	現行
<p>（社債及び借入金）</p> <p>第十条 東京湾横断道路建設事業者は、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p>	<p>（社債及び借入金）</p> <p>第十条 東京湾横断道路建設事業者は、社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一条第一項に規定する短期社債を除く。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p>